

京都府府営住宅条例の一部改正（案）・新旧対照表（第1条関係）

区分	京都府府営住宅条例（現行）	京都府府営住宅条例（改正案）	説明
特公賃準 公営化	目次 （略） 第3章 府営住宅建替事業等（第45条—第48条の2） （略）	目次 （略） 第3章 公営住宅建替事業等（第45条—第48条の2） （略）	○ 建替事業は公営住宅のみを対象とすることの整理
特公賃準 公営化	（用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 府営住宅 府が設置し、住民に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、 <u>公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づく国の補助に係るものをいう。</u> （2） 特定公共賃貸府営住宅 府が設置し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、 <u>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特優賃法」という。）の規定に基づく国の補助に係るものをいう。</u> （3） 特別賃貸府営住宅 府が設置し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、 <u>法及び特優賃法の規定に基づく国の補助に係る住宅及びその附帯施設以外のものをいう。</u> （4）～（6）（略）	（用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 府営住宅 府が設置する住宅及びその附帯施設で、次に掲げるものをいう。 ア <u>公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）</u> イ <u>特定公共賃貸府営住宅としての用途を廃止した住宅及びその附帯施設で、公営住宅に準じる住宅及びその附帯施設として低額所得者に賃貸するためのもの（以下「準公営住宅」という。）</u> （2） 特定公共賃貸府営住宅 府が設置し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、 <u>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）の規定に基づく国の補助に係るものをいう。</u> （3） 特別賃貸府営住宅 府が設置し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、 <u>府営住宅及び特定公共賃貸府営住宅以外のものをいう。</u> （4）～（6）（略）	○ 準公営住宅については、府営住宅（公営住宅）とほぼ同様の基準を適用するための定義
特公賃準 公営化	（公募の例外） 第6条 前2条の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる特別の事由がある場合においては、公募を行わず、特定の者をその者の入居の申込みにより府営住宅等に入居させることができる。 （1）～（2）（略） （3） <u>法第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）の借上げに係る契約の終了</u> （4）～（5）（略） （6） 現に府営住宅等に入居している者（以下「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている府営住宅等（当該既存入居者が現に特定公共賃貸府営住宅に入居している場合にあつては特定公共賃貸府営住宅に、特別賃貸府営住宅に入居している場合にあつては特別賃貸府営住宅に限る。）に当該既存入居者が入居することが適切であること。 （7） <u>府営住宅の入居者が相互に入れ替わること、特定公共賃貸府営住宅の入居者が相互に入れ替わること又は特別賃貸府営住宅の入居者が相互に入れ替わること、それぞれ双方の利益となること。</u> 2 前2条の規定にかかわらず、知事は、公募を行わず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第19条又はマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）第117条の規定により入居を希望する旨を知事に申し出た者を <u>府営住宅又は特定公共賃貸府営住宅に入居させるものとする。</u> 3 前2条の規定にかかわらず、知事は、公募を行わず、密集市街地整備法第17条第1項に規定する代替住宅又はマンション建替え円滑化法第106条第1項に規定する賃借人代	（公募の例外） 第6条 前2条の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる特別の事由がある場合においては、公募を行わず、特定の者をその者の入居の申込みにより府営住宅等に入居させることができる。 （1）～（2）（略） （3） <u>公営住宅の借上げに係る契約の終了</u> （4）～（5）（略） （6） 現に府営住宅等に入居している者（以下「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている府営住宅等（当該既存入居者が現に <u>準公営住宅に入居している場合にあつては準公営住宅、特定公共賃貸府営住宅及び特別賃貸府営住宅に、特定公共賃貸府営住宅に入居している場合にあつては特定公共賃貸府営住宅に、特別賃貸府営住宅に入居している場合にあつては特別賃貸府営住宅に限る。</u> ）に当該既存入居者が入居することが適切であること。 （7） <u>公営住宅の入居者が相互に入れ替わること、準公営住宅の入居者が相互に入れ替わること、特定公共賃貸府営住宅の入居者が相互に入れ替わること又は特別賃貸府営住宅の入居者が相互に入れ替わること、それぞれ双方の利益となること。</u> 2 前2条の規定にかかわらず、知事は、公募を行わず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第19条又はマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）第117条の規定により入居を希望する旨を知事に申し出た者を <u>公営住宅又は特定公共賃貸府営住宅に入居させるものとする。</u> 3 前2条の規定にかかわらず、知事は、公募を行わず、密集市街地整備法第17条第1項に規定する代替住宅又はマンション建替え円滑化法第106条第1項に規定する賃借人代	○ 特定入居の限定（公営住宅入居者が全種類の住宅に転居することは可とするが、準公営住宅は公営住宅以外の全種類を可とする。） ○ 特定入居の限定

	<p>替住宅若しくはマンション建替え円滑化法第114条第1項に規定する転出区分所有者代替住宅が特別賃貸府営住宅である場合において、密集市街地整備法第17条第1項に規定する入居申出期間内又はマンション建替え円滑化法第106条第1項に規定する賃借人入居申出期間内若しくはマンション建替え円滑化法第114条第1項に規定する転出区分所有者入居申出期間内に入居を希望する旨を知事に申し出た者を当該特別賃貸府営住宅に入居させることができる。</p>	<p>替住宅若しくはマンション建替え円滑化法第114条第1項に規定する転出区分所有者代替住宅が準公営住宅又は特別賃貸府営住宅である場合において、密集市街地整備法第17条第1項に規定する入居申出期間内又はマンション建替え円滑化法第106条第1項に規定する賃借人入居申出期間内若しくはマンション建替え円滑化法第114条第1項に規定する転出区分所有者入居申出期間内に入居を希望する旨を知事に申し出た者を当該準公営住宅又は特別賃貸府営住宅に入居させることができる。</p>	
同居親族要件・被災市街地法・福島特措法	<p>(入居者資格)</p> <p>第7条 府営住宅の入居者は、法第23条各号及び第24条第2項(令第6条第1項に規定する者にあつては規則で定める府営住宅に入居する場合に限り法第23条第2号及び第3号並びに第24条第2項、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定の適用を受ける者(以下「被災居住者等」という。))にあつては法第23条第3号及び第24条第2項)に規定する条件のほか、次の各号(被災居住者等にあつては、第2号及び第3号)の条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1) 府内に住所又は勤務場所を有すること。 (2) 知事が適当と認める連帯保証人があること。 (3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第7条 府営住宅の入居者は、法第23条各号及び第24条第2項(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条の規定の適用を受ける者(以下「被災居住者等」という。))にあつては、法第23条第2号及び第24条第2項)に掲げる条件のほか、次に掲げる条件(高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者で規則で定める住宅に入居するもの(以下この条において「高齢者等」という。))にあつては第2号から第4号までに掲げる条件、被災居住者等にあつては第3号及び第4号に掲げる条件)を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の予約者その他婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「同居親族」という。)があること。 (2) 府内に住所又は勤務場所を有すること。 (3) 知事が適当と認める連帯保証人があること。 (4) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p>	<p>○ 現行の法第23条第1号(同居親族要件)及び政令第6条第1項(単身入居可能者)の規定が削除されるための対応。単身者は基本的に規則で定める者にもみ認めるもの</p> <p>○ 被災市街地復興特別措置法の改正及び福島復興再生特別措置法の制定によるもの</p> <p>○ 現行の法第23条第1号が削除されるため、引き続き同居親族要件を適用するもの</p> <p>○ 第1号挿入によるずれ</p> <p>○ 第1号挿入によるずれ</p> <p>○ 第1号挿入によるずれ及び内縁者・婚約者についての定義を第1号に規定したことによる修正</p>
裁量階層の対象者	<p>2 法第23条第2号イに規定する条例で定める金額は令第6条第5項第1号に規定する額と、法第23条第2号ロに規定する条例で定める金額は同項第2号に規定する額とする。</p>	<p>2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者に障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者がある場合</p> <p>(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p> <p>(4) 法第24条第2項に規定する公営住宅の入居者である場合(同項の災害発生の日の翌日から起算して3年を超えて入居している場合を除く。)</p>	<p>○ 現行の政令第6条第4項(裁量階層者)の規定が削除され、対象者を条例で規定する必要があるため</p>
収入基準		<p>3 法第23条第1号イ及びロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第23条第1号イに掲げる場合 214,000円</p> <p>(2) 法第23条第1号ロに掲げる場合 158,000円</p>	<p>○ 裁量階層の収入上限と一般低額所得者の収入上限を条例で規定する必要があるため</p>
同居親族要件	<p>3 特定公共賃貸府営住宅の入居者は、第1項第2号及び第3号に規定する条件のほか、次の条件を具備する者でなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号までに掲げる事由がある入居者及び同居親族がない入居者の居住の用に供する規則で定める特定公共賃貸府営住宅の入居者については、第1号の条件を具備することを要しない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 (2) 知事が定める基準の所得があること。 (3) 自ら居住するために住宅を必要とするものであること。</p>	<p>4 特定公共賃貸府営住宅の入居者は、第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる条件(前条第1項第1号から第5号までに掲げる事由がある入居者及び同居親族がない入居者の居住の用に供する規則で定める特定公共賃貸府営住宅の入居者にあつては、第1項第3号及び第4号に掲げる条件)のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 知事が定める基準の所得があること。 (2) 自ら居住するために住宅を必要とするものであること。</p>	<p>○ 第2項挿入によるずれ及び第1項第1号挿入によるずれ</p>
同居親族要件	<p>4 特別賃貸府営住宅の入居者は、第1項各号及び前項第1号に規定する条件のほか、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める基準の収入があること。 (2) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。</p>	<p>5 特別賃貸府営住宅の入居者は、第1項各号に掲げる条件(高齢者等にあつては同項第2号から第4号までに掲げる条件、被災居住者等にあつては同項第3号及び第4号に掲げる条件)のほか、次に掲げる条件(被災居住者等にあつては、第2号に掲げる条件)を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める基準の収入があること。 (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p>	<p>○ 第2項挿入によるずれ及び第1項第1号挿入によるずれ</p> <p>○ 特別賃貸府営住宅で被災居住者等の入居、単身入居を実施</p> <p>○ 改正法第23条第2号の表現に合わせたもの</p>

<p>密集・マンション</p>		<p>6 <u>密集市街地整備法第20条第1項第2号イ及び第21条第1項第2号イ並びにマンション建替え円滑化法第118条第1項第2号イ及び第119条第1項第2号イに規定する条例で定める金額は、密集市街地整備法第19条又はマンション建替え円滑化法第117条の規定による申出（次項において「申出」という。）に係る次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</u> <u>(1) 公営住宅 214,000円</u> <u>(2) 特定公共賃貸府営住宅 487,000円</u></p>	<p>○ 改正市街地密集化整備法第20条及び改正マンション建替え円滑化法第118条の改正に伴う公営住宅裁量階層の金額及び条件の設定</p>
<p>密集・マンション</p>		<p>7 <u>密集市街地整備法第20条第1項第2号ロ及び第21条第1項第2号ロ並びにマンション建替え円滑化法第118条第1項第2号ロ及び第119条第1項第2号ロに規定する条例で定める条件は、申出に係る次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める条件を入居者が具備することとする。</u> <u>(1) 公営住宅 第1項各号に掲げる条件（高齢者等にあつては、同項第2号から第4号までに掲げる条件）を具備し、かつ、第2項各号のいずれかに該当すること。</u> <u>(2) 特定公共賃貸府営住宅 第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる条件を具備すること。</u></p>	<p>○ 改正市街地密集化整備法第21条及び改正マンション建替え円滑化法第119条の改正に伴う特公賃裁量階層の金額及び条件の設定</p>
<p>特公賃準公営化</p>	<p>(入居者資格の特例) 第8条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする者が、当該明渡しに伴い府営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p>	<p>(入居者資格の特例) 第8条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする者が、当該明渡しに伴い府営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>法第23条各号及び前条第1項第1号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p>	<p>○ 従前と同様、同居親族要件については適用しない。</p>
<p>用語整理</p>	<p>(府営住宅及び特別賃貸府営住宅の入居者の選考) 第9条 知事は、第5条第1項の募集に応じて府営住宅又は特別賃貸府営住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき府営住宅又は特別賃貸府営住宅の戸数を超える場合は、当該入居の申込みをした者が、住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの府営住宅又は特別賃貸府営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号の一に該当する者のうちから入居者を選考する。 (1)～(5) (略) (6) 前各号に該当する者の<u>ほか現に住宅に困窮していることが明らかな者</u> 2～3 (略) 4 知事は、20歳未満の子を扶養する寡婦、規則で定める条件を具備する<u>老人</u>、海外からの引揚者その他知事が特に必要と認める者については、前2項の規定にかかわらず、知事が割当てをした府営住宅又は特別賃貸府営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>	<p>(府営住宅及び特別賃貸府営住宅の入居者の選考) 第9条 知事は、第5条第1項の募集に応じて府営住宅又は特別賃貸府営住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき府営住宅又は特別賃貸府営住宅の戸数を超える場合は、当該入居の申込みをした者が、住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの府営住宅又は特別賃貸府営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者のうちから入居者を選考する。 (1)～(5) (略) (6) 前各号に該当する者の<u>ほか、現に住宅に困窮していることが明らかである者</u> 2～3 (略) 4 知事は、20歳未満の子を扶養する寡婦、規則で定める条件を具備する<u>高齢者</u>、海外からの引揚者その他知事が特に必要と認める者については、前2項の規定にかかわらず、知事が割当てをした府営住宅又は特別賃貸府営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>	<p>○ 用語の整理</p> <p>○ 用語の整理</p> <p>○ 用語の整理</p>
<p>用語整理</p>	<p>(特定公共賃貸府営住宅の入居者の選考) 第9条の2 (略) 2 (略) 3 知事は、20歳未満の子を扶養する寡婦、規則で定める条件を具備する<u>老人</u>、海外からの引揚者その他知事が特に必要と認める者については、1回の募集ごとに入居させるべき特定公共賃貸府営住宅の戸数の5分の1を超えない範囲内の戸数について、第5条及び前2項の規定により、特定公共賃貸府営住宅の<u>入居者を</u>決定することができる。</p>	<p>(特定公共賃貸府営住宅の入居者の選考) 第9条の2 (略) 2 (略) 3 知事は、20歳未満の子を扶養する寡婦、規則で定める条件を具備する<u>高齢者</u>、海外からの引揚者その他知事が特に必要と認める者については、1回の募集ごとに入居させるべき特定公共賃貸府営住宅の戸数の5分の1を超えない範囲内の戸数について、第5条及び前2項の規定により、特定公共賃貸府営住宅の<u>入居者として</u>決定することができる。</p>	<p>○ 用語の整理</p>
<p>特公賃準公営化 収入基準</p>	<p>(同居の承認) 第16条 (略) 2 <u>知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合は、前項の承認をしないものとする。</u></p>	<p>(同居の承認) 第16条 (略) 2 <u>知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。</u> <u>(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が、府営住宅にあつては第7条第3項に規定する金額を、特別賃貸府営住宅にあつては第7条第5項第1号の規定により規則で定める基準の上限の額を超える場合</u></p>	<p>○ 公営住宅法施行規則第10条第1項第1号を上回る基準を設定するため</p> <p>○ 準公営住宅について、条例上、法施行規則第10条各項と同様の規定がないための対応</p>

特公賃準 公営化 収入基準		<p>(2) <u>当該入居者が第41条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合</u></p> <p>(3) <u>当該入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合</u></p> <p>3 <u>知事は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認める場合（前項第3号に該当する場合及び当該入居者が第41条第1項第6号に該当する場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができる。</u></p>	
特公賃準 公営化	<p>(同居者を入居者と決定する場合)</p> <p>第17条 知事は、入居者が、同居者を残して死亡し、又は離婚その他特別の事由により府営住宅等を退去した場合において、当該同居者が、当該死亡、離婚又は特別の事由の事実が発生した日から30日以内に、当該入居者が入居していた府営住宅等に引き続き居住したい旨の申出をしたときは、その申出をした者を当該府営住宅等の入居者と決定することができる。</p> <p>2 <u>知事は、前項の申出をした者又は現に同居している者が暴力団員である場合は、同項の決定をしないものとする。</u></p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(同居者を入居者と決定する場合)</p> <p>第17条 知事は、入居者が、同居者を残して死亡し、又は離婚その他特別の事由により府営住宅等を退去した場合において、当該同居者が、当該死亡、離婚又は特別の事由の事実が発生した日から30日以内に、当該入居者が入居していた府営住宅等に引き続き居住したい旨の申出をしたときは、その申出をした者（以下「<u>継続居住申出者</u>」という。）を当該府営住宅等の入居者と決定することができる。</p> <p>2 <u>知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の決定をしないものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該継続居住申出者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該継続居住申出者が当該入居者の入居時から引き続き同居している同居親族である場合を除く。）</u></p> <p>(2) <u>当該継続居住申出者に係る当該決定の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合（前項の申出に係る住宅が府営住宅である場合に限る。）</u></p> <p>(3) <u>当該入居者が第41条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者であつた場合</u></p> <p>(4) <u>当該継続居住申出者又は現に同居している者が暴力団員である場合</u></p> <p>3 <u>知事は、継続居住申出者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該継続居住申出者を居住させることが必要であると認める場合（前項第4号に該当する場合及び当該入居者が第41条第1項第6号に該当する者であつた場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による決定をすることができる。</u></p> <p>4～7 (略)</p>	○ 準公営住宅について、条例上、法施行規則第11条各項など同様の規定がないための対応
特公賃準 公営化	<p>(府営住宅及び特別賃貸府営住宅の家賃)</p> <p>第18条 府営住宅又は特別賃貸府営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度、第19条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合にあつては、その更正後の収入）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により算出されたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法（特別賃貸府営住宅にあつては、同条に規定する方法に準じて知事が定める方法）により算出するものとする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第27条の規定による請求を行つたにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該府営住宅又は特別賃貸府営住宅の毎月の家賃の額は<u>近傍同種</u>の住宅の家賃の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃の額は、毎年度、令第3条に規定する方法（特別賃貸府営住宅にあつては、同条に規定する方法に準じて知事が定める方法）により算出するものとする。</p>	<p>(府営住宅及び特別賃貸府営住宅の家賃)</p> <p>第18条 府営住宅又は特別賃貸府営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度、第19条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合にあつては、その更正後の収入）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により算出されたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法（<u>準公営住宅及び特別賃貸府営住宅</u>にあつては、同条に規定する方法に準じて知事が定める方法）により算出するものとする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第27条の規定による請求を行つたにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該府営住宅又は特別賃貸府営住宅の毎月の家賃の額は、<u>近傍同種</u>の住宅の家賃の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃の額は、毎年度、令第3条に規定する方法（<u>準公営住宅及び特別賃貸府営住宅</u>にあつては、同条に規定する方法に準じて知事が定める方法）により算出するものとする。</p>	○ 準公営住宅は直接公営住宅法を適用できないための整理
収入基準	<p>(特別賃貸府営住宅の入居者の家賃の特例)</p> <p>第24条 特別賃貸府営住宅の入居者の収入が<u>第7条第4項第1号</u>の規定により規則で定める基準の上限の額を超える場合は、当該特別賃貸府営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	<p>(特別賃貸府営住宅の入居者の家賃の特例)</p> <p>第24条 特別賃貸府営住宅の入居者の収入が<u>第7条第5項第1号</u>の規定により規則で定める基準の上限の額を超える場合は、当該特別賃貸府営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	○ 条例第7条第2項挿入によるずれ
特公賃準 公営化	<p>(期間通算)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>(期間通算)</p> <p>第26条 (略)</p>	○ 建替事業は公営住宅のみを対象とするための整理

	<p>2 知事が、第46条第1項の申出をした者を府が施行する公営住宅建替事業（以下「<u>府営住宅建替事業</u>」という。）により新たに整備された<u>府営住宅</u>に入居させた場合における第20条から第23条まで及び前条の規定の適用については、その者が当該<u>府営住宅建替事業</u>により除却すべき<u>府営住宅</u>に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された<u>府営住宅</u>に入居している期間に通算する。</p>	<p>2 知事が、第46条第1項の申出をした者を府が施行する公営住宅建替事業により新たに整備された<u>公営住宅</u>に入居させた場合における第20条から第23条まで及び前条の規定の適用については、その者が当該<u>公営住宅建替事業</u>により除却すべき<u>公営住宅</u>に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された<u>公営住宅</u>に入居している期間に通算する。</p>	
特公賃準公営化	<p>(明渡し) 第41条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、期日を指定して府営住宅等の明渡しを請求することができる。 (1)～(6) (略) (7) <u>府営住宅</u>の借上げの期間が満了するとき。</p> <p>2～4 (略) 5 知事は、特定公共賃貸府営住宅について、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から同項の期日までの期間については、家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃（第18条の3第1項の規定により家賃の減額があつた場合にあつては、<u>減額後の家賃</u>。）の額との差額に年5分の割合による納付期後の利息を付した額の金銭を、<u>同項</u>の期日の翌日から当該特定公共賃貸府営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 6 (略)</p>	<p>(明渡し) 第41条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、期日を指定して府営住宅等の明渡しを請求することができる。 (1)～(6) (略) (7) <u>公営住宅</u>の借上げの期間が満了するとき。</p> <p>2～4 (略) 5 知事は、特定公共賃貸府営住宅について、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から同項の期日までの期間については、家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃（第18条の3第1項の規定により家賃の減額があつた場合にあつては、<u>減額後の家賃</u>）の額との差額に年5分の割合による納付期後の利息を付した額の金銭を、<u>第1項</u>の期日の翌日から当該特定公共賃貸府営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 6 (略)</p>	<p>○ 借上を実施するのは公営住宅のみ</p> <p>○ 用語の整理</p>
同居親族要件	<p>(住宅の管理に関する意見聴取) 第43条の2 知事は、第7条第1項（<u>第3号</u>に関する部分に限る。）、第16条第2項、<u>第17条第2項及び第41条第1項</u>（第6号に関する部分に限る。）の規定を適用するため必要と認める場合においては、警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(住宅の管理に関する意見聴取) 第43条の2 知事は、第7条第1項（<u>第4号</u>に関する部分に限る。）、第16条第2項（<u>第2号</u>（第41条第1項第6号に関する部分に限る。）及び第3号に関する部分に限る。）及び<u>第3項、第17条第2項</u>（第3号（第41条第1項第6号に関する部分に限る。）及び第4号に関する部分に限る。）及び第3項並びに第41条第1項（第6号に関する部分に限る。）の規定を適用するため必要と認める場合においては、警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>○ 条例第7条第1項第1号挿入に伴うずれ</p>
特公賃準公営化	<p>(管理の特例) 第44条の7 知事は、第2章の規定による<u>府営住宅</u>の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）又は前章の規定による駐車場の管理を市町村又は京都府住宅供給公社に行わせることができる。</p>	<p>(管理の特例) 第44条の7 知事は、第2章の規定による<u>公営住宅</u>の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）又は前章の規定による駐車場の管理を市町村又は京都府住宅供給公社に行わせることができる。</p>	<p>○ 管理代行は公営住宅のみに適用されるため</p>
同居親族要件・特公賃準公営化	<p>2 前項の規定により市町村又は京都府住宅供給公社が府営住宅又は駐車場の管理を行う場合において、知事に代わつて行うことができる権限は、次に掲げるものとする。 (1)～(2) (略) (3) <u>第7条第1項第2号</u>の規定により連帯保証人を承認すること。 (4)～(12) (略) (13) <u>第17条第3項若しくは第5項、第40条第2項又は第41条第1項</u>の規定により期日を指定すること。 (14)～(31) (略) (32) 前各号に掲げるもののほか、<u>府営住宅</u>又は駐車場の管理に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>2 前項の規定により市町村又は京都府住宅供給公社が<u>公営住宅</u>又は駐車場の管理を行う場合において、知事に代わつて行うことができる権限は、次に掲げるものとする。 (1)～(2) (略) (3) <u>第7条第1項第3号</u>に規定する連帯保証人を承認すること。 (4)～(12) (略) (13) <u>第17条第4項若しくは第6項、第40条第2項又は第41条第1項</u>の規定により期日を指定すること。 (14)～(31) (略) (32) 前各号に掲げるもののほか、<u>公営住宅</u>又は駐車場の管理に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>○ 管理代行は公営住宅のみに適用されるため</p> <p>○ 条例第7条第1項第1号挿入に伴うずれ</p> <p>○ 条例第17条第3項挿入に伴うずれ</p> <p>○ 管理代行は公営住宅のみに適用されるため</p>
特公賃準公営化・同居親族要件	<p>3 第1項の規定により<u>府営住宅</u>又は駐車場の管理を市町村又は京都府住宅供給公社に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第1項、第6条第1項及び第2項、<u>第7条第1項第2号、第9条第1項から第4項まで、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条、第14条、第15条第1項及び第3項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項から第5項まで、第22条第1項及び第3項、第25条、第27条、第29条第2項、第34条、第35条第2項、第38条、第39条、第40条第1項及び第2項、第41条第1項及び第6項、第42条、第43条第1項及び第2項、第44条の2、第44条</u></p>	<p>3 第1項の規定により<u>公営住宅</u>又は駐車場の管理を市町村又は京都府住宅供給公社に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第1項、第6条第1項及び第2項、<u>第7条第1項第3号、第9条第1項から第4項まで、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条、第14条、第15条第1項及び第3項、第16条第1項から第3項まで、第17条第1項から第6項まで、第22条第1項及び第3項、第25条、第27条、第29条第2項、第34条、第35条第2項、第38条、第39条、第40条第1項及び第2項、第41条第1項及び第6項、第42条、第43条第1項及び第2項、第44条の2、</u></p>	<p>○ 管理代行は公営住宅のみに適用されるため</p> <p>○ 条例第7条第1項第1号及び第2項第2号挿入に伴う対応</p> <p>○ 条例第16条第3項挿入に伴う対応</p> <p>○ 条例第17条第3項挿入に伴う対応</p>

	の3第1項及び第2項、第44条の4第1項、第44条の5第1項並びに前条第1項中「知事」とあるのは「市町村長又は京都府住宅供給公社理事長」と、第9条第3項中「京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居者を決定する」とあるのは「入居者を決定する」と、第35条第1項中「府は」とあるのは「府及び市町村又は京都府住宅供給公社は」とする。	第44条の3第1項及び第2項、第44条の4第1項、第44条の5第1項並びに前条第1項中「知事」とあるのは「市町村長又は京都府住宅供給公社理事長」と、第9条第3項中「京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居者を決定する」とあるのは「入居者を決定する」と、第35条第1項中「府は」とあるのは「府及び市町村又は京都府住宅供給公社は」とする。	
特公賃準公営化	(指定管理者による <u>特定公共賃貸府営住宅等の管理</u>) 第44条の8 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、 <u>特定公共賃貸府営住宅及び特別賃貸府営住宅(以下「特定公共賃貸府営住宅等」という。)</u> の管理を行わせることができる。	(指定管理者による <u>準公営住宅等の管理</u>) 第44条の8 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、 <u>準公営住宅、特定公共賃貸府営住宅及び特別賃貸府営住宅(以下「準公営住宅等」という。)</u> の管理を行わせることができる。	○ 準公営住宅は公営住宅法上の公営住宅ではなく、指定管理に含まれるためその旨規定。
同居親族要件	2 前項の規定により指定管理者に行わせる <u>特定公共賃貸府営住宅等の管理</u> に関する業務は、次に掲げるものとする。 (1) <u>特定公共賃貸府営住宅等の施設及び設備の維持管理</u> に関する業務 (2)(3) (略) (4) <u>第7条第1項第2号の規定による連帯保証人の承認</u> に関する業務 (5)～(13) (略) (14) <u>第17条第3項若しくは第5項、第40条第2項又は第41条第1項の規定による期日の指定</u> に関する業務 (15)～(24) (略) (25) 第2号から前号までに掲げるもののほか、 <u>特定公共賃貸府営住宅等の管理</u> に係る事務のうち、規則に基づく事務に関する業務であつて規則で定めるもの (26) 前各号に掲げるもののほか、 <u>特定公共賃貸府営住宅等の設置</u> の目的を達成するために必要な業務 3 (略)	2 前項の規定により指定管理者に行わせる <u>準公営住宅等の管理</u> に関する業務は、次に掲げるものとする。 (1) <u>準公営住宅等の施設及び設備の維持管理</u> に関する業務 (2)(3) (略) (4) <u>第7条第1項第3号に規定する連帯保証人の承認</u> に関する業務 (5)～(13) (略) (14) <u>第17条第4項若しくは第6項、第40条第2項又は第41条第1項の規定による期日の指定</u> に関する業務 (15)～(24) (略) (25) 第2号から前号までに掲げるもののほか、 <u>準公営住宅等の管理</u> に係る事務のうち、規則に基づく事務に関する業務であつて規則で定めるもの (26) 前各号に掲げるもののほか、 <u>準公営住宅等の設置</u> の目的を達成するために必要な業務 3 (略)	○ 条例第7条第1項第1号挿入に伴うずれ ○ 条例第17条第3項挿入に伴うずれ
同居親族要件 特公賃準公営化	4 第1項の規定により <u>特定公共賃貸府営住宅等の管理</u> を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第1項、第6条第1項から第3項まで、 <u>第7条第1項第2号、第9条第1項から第4項まで、第9条の2第1項から第3項まで、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条、第14条、第15条第1項及び第3項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項から第5項まで、第29条第2項、第34条、第35条第2項、第38条、第39条、第40条第1項及び第2項、第41条第1項及び第6項、第42条並びに第43条第1項及び第2項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第9条第3項及び第9条の2第2項中「京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居者を決定する」とあるのは「入居者を決定する」と、第35条第1項中「府は」とあるのは「府及び指定管理者は」とする。</u>	4 第1項の規定により <u>準公営住宅等の管理</u> を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第1項、第6条第1項から第3項まで、 <u>第7条第1項第3号、第9条第1項から第4項まで、第9条の2第1項から第3項まで、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条、第14条、第15条第1項及び第3項、第16条第1項から第3項まで、第17条第1項から第6項まで、第29条第2項、第34条、第35条第2項、第38条、第39条、第40条第1項及び第2項、第41条第1項及び第6項、第42条並びに第43条第1項及び第2項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第9条第3項及び第9条の2第2項中「京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居者を決定する」とあるのは「入居者を決定する」と、第35条第1項中「府は」とあるのは「府及び指定管理者は」とする。</u>	○ 条例第7条第1項第1号挿入に伴う対応 ○ 条例第16条第3項の新設に伴う対応 ○ 条例第17条第3項挿入に伴うずれ
特公賃準公営化	第3章 <u>府営住宅建替事業等</u>	第3章 <u>公営住宅建替事業等</u>	○ 建替事業は公営住宅のみを対象とすることの整理
特公賃準公営化	(<u>府営住宅建替事業による明渡請求等</u>) 第45条 知事は、 <u>府営住宅建替事業</u> の施行に伴い、現に存する府営住宅を除却するため必要があると認めるときは、当該 <u>府営住宅</u> の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。	(<u>公営住宅建替事業による明渡請求等</u>) 第45条 知事は、 <u>公営住宅建替事業</u> の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、当該 <u>公営住宅</u> の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。	○ 建替事業は公営住宅のみを対象とすることの整理
特公賃準公営化	2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該 <u>府営住宅</u> を明け渡さなければならない。	2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該 <u>公営住宅</u> を明け渡さなければならない。	○ 建替事業は公営住宅のみを対象とすることの整理
特公賃準公営化	(新たに整備される <u>府営住宅</u> への入居) 第46条 <u>府営住宅建替事業</u> により除却すべき <u>府営住宅</u> の除却前の最終の入居者(当該事業に係る <u>府営住宅</u> の用途の廃止について法第37条第1項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該 <u>府営住宅</u> の明渡しをするものに限る。)が、当該事業により新たに整備される <u>府営住宅</u> に入居を希望するときは、知事の定めるところにより、入居の申出を	(新たに整備される <u>公営住宅</u> への入居) 第46条 <u>公営住宅建替事業</u> により除却すべき <u>公営住宅</u> の除却前の最終の入居者(当該事業に係る <u>公営住宅</u> の用途の廃止について法第37条第1項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該 <u>公営住宅</u> の明渡しをするものに限る。)が、当該事業により新たに整備される <u>公営住宅</u> に入居を希望するときは、知事の定めるところにより、入居の申出を	○ 建替事業は公営住宅のみを対象とすることの整理

特公賃準 公営化・ 同居親族 要件	<p>しなければならない。</p> <p>2 前項の申出をした者を同項の新たに整備される府営住宅に入居させる場合においては、その者は、第7条第1項の規定にかかわらず、<u>同項第2号の条件</u>を具備する者でなければならない。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>2 前項の申出をした者を同項の新たに整備される公営住宅に入居させる場合においては、その者は、第7条第1項の規定にかかわらず、<u>同項第3号及び第4号に掲げる条件</u>を具備する者でなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建替事業は公営住宅のみを対象とすることの整理 ○ 条例第7条第1項第1号挿入に伴うずれ及び暴力団規定の適用 																																
特公賃準 公営化	<p>(府営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第47条 知事は、法第40条第1項の規定により、前条第1項の申出をした者を新たに整備された府営住宅に入居させる場合において、新たに入居する府営住宅の家賃が従前の府営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項、第21条又は第23条第1項の規定にかかわらず、令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第47条 知事は、法第40条第1項の規定により、前条第1項の申出をした者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項、第21条又は第23条第1項の規定にかかわらず、令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>																																	
特公賃準 公営化	<p>(公営住宅の用途の廃止による府営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第48条 知事は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を府営住宅に入居させる場合において、新たに入居する府営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項、第21条又は第23条第1項の規定にかかわらず、令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(公営住宅の用途の廃止による府営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第48条 知事は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を府営住宅に入居させる場合において、新たに入居する府営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項、第21条又は第23条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定する方法(準公営住宅に入居させる場合にあつては、同条に規定する方法に準じる方法)により、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな入居先が準公営住宅の場合でも対応できるための整理 																																
同居親族 要件	<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>(過疎地域等における入居者資格の特例)</p> <p>8 当分間、令附則第7項に規定する地域内の府営住宅に係る第7条の規定の適用については、当該府営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、法第23条第1号の条件を具備する者とみなす。</p>	<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法附則第15項の削除に伴う対応 																																
同居親族 要件	<p>(入居者の資格に関する特例)</p> <p>9 当分の間、府営住宅の入居者が具備すべき条件は、第7条第1項に規定する条件のほか、現に同居し、又は同居しようとする親族があることとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p><次表略></p>	<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経過規定が不要になるため 																																
団地名修 正	<p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="201 1929 1243 2039"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>嵯峨天竜寺団地</td> <td>京都市右京区嵯峨天竜寺北造路町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>泉源寺団地</td> <td>舞鶴市字愛宕中町</td> </tr> <tr> <td>市場団地</td> <td>舞鶴市字愛宕浜町</td> </tr> <tr> <td>行永団地</td> <td>舞鶴市字行永東町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	団地名	位置		略	嵯峨天竜寺団地	京都市右京区嵯峨天竜寺北造路町		略	泉源寺団地	舞鶴市字愛宕中町	市場団地	舞鶴市字愛宕浜町	行永団地	舞鶴市字行永東町		略	<p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1261 1929 2303 2039"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>嵯峨天竜寺団地</td> <td>京都市右京区嵯峨天竜寺北造路町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>泉源寺団地</td> <td>舞鶴市愛宕中町</td> </tr> <tr> <td>市場団地</td> <td>舞鶴市愛宕浜町</td> </tr> <tr> <td>行永団地</td> <td>舞鶴市行永東町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	団地名	位置		略	嵯峨天竜寺団地	京都市右京区嵯峨天竜寺北造路町		略	泉源寺団地	舞鶴市愛宕中町	市場団地	舞鶴市愛宕浜町	行永団地	舞鶴市行永東町		略	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住居表示に準拠 ○ 住居表示に準拠 ○ 住居表示に準拠 ○ 住居表示に準拠
団地名	位置																																		
	略																																		
嵯峨天竜寺団地	京都市右京区嵯峨天竜寺北造路町																																		
	略																																		
泉源寺団地	舞鶴市字愛宕中町																																		
市場団地	舞鶴市字愛宕浜町																																		
行永団地	舞鶴市字行永東町																																		
	略																																		
団地名	位置																																		
	略																																		
嵯峨天竜寺団地	京都市右京区嵯峨天竜寺北造路町																																		
	略																																		
泉源寺団地	舞鶴市愛宕中町																																		
市場団地	舞鶴市愛宕浜町																																		
行永団地	舞鶴市行永東町																																		
	略																																		

京都府府営住宅条例の一部改正（案）・新旧対照表（第2条関係）

区分	京都府府営住宅条例（第1条による改正後）	京都府府営住宅条例（改正案）	説明
裁量階層の拡大	<p>（入居者資格）</p> <p>第7条 府営住宅の入居者は、法第23条各号及び第24条第2項（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定の適用を受ける者（以下「被災居住者等」という。）にあつては、法第23条第2号及び第24条第2項）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者で規則で定める住宅に入居するもの（以下この条において「高齢者等」という。）にあつては第2号から第4号までに掲げる条件、被災居住者等にあつては第3号及び第4号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者その他婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「同居親族」という。）があること。</p> <p>（2） 府内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>（3） 知事が適当と認める連帯保証人があること。</p> <p>（4） その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>	<p>（入居者資格）</p> <p>第7条 府営住宅の入居者は、法第23条各号及び第24条第2項（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定の適用を受ける者（以下「被災居住者等」という。）にあつては、法第23条第2号及び第24条第2項）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者で規則で定める住宅に入居するもの（以下この条において「高齢者等」という。）にあつては第2号から第4号までに掲げる条件、被災居住者等にあつては第3号及び第4号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者その他婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（<u>次項第3号において「婚姻の予約者等」という。</u>）を含む。以下「同居親族」という。）があること。</p> <p>（2） 府内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>（3） 知事が適当と認める連帯保証人があること。</p> <p>（4） その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>	<p>○ 裁量階層の拡大は、平成25年4月1日以降の入居から適用</p>
裁量階層の拡大	<p>2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>（1） 入居者又は同居者に障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者がある場合</p> <p>（2） 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>（3） <u>同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p>（4） 法第24条第2項に規定する公営住宅の入居者である場合（同項の災害発生の日の翌日から起算して3年を超えて入居している場合を除く。）</p> <p>3～7 （略）</p>	<p>2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>（1） 入居者又は同居者に障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者がある場合</p> <p>（2） 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>（3） <u>入居者及びその配偶者若しくは婚姻の予約者等（婚姻の予約者にあつては、第5条第1項又は第11条第1項の公募の際に指定された日までに婚姻をする場合に限る。以下「入居者等」という。）のいずれもが第4条第1項に規定する入居の申込みの日現在で40歳未満であり、かつ、当該入居者等が婚姻した日から起算して1年を経過する日（その日が第5条第1項又は第11条第1項の公募の期間中である場合は、当該期間の末日）までに第4条第1項に規定する入居の申込みをし、当該入居者等を含む者で構成する世帯で府営住宅に入居する場合又は当該場合に該当して入居した場合であつて当該入居者等を含む者で構成する世帯で府営住宅に入居しているとき（当該入居の日から起算して10年を超えて入居している場合を除く。）。</u></p> <p>（4） <u>同居者に12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合</u></p> <p>（5） <u>同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合</u></p> <p>（6） 法第24条第2項に規定する公営住宅の入居者である場合（同項の災害発生の日の翌日から起算して3年を超えて入居している場合を除く。）</p> <p>3～7 （略）</p>	<p>○ 裁量階層の拡大</p>